

広情個審第13号

令和7年5月22日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定及び保有個人情報開示請求却下決定に係る  
審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年5月17日付け広安市第12号で諮詢のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮詢第103号事案）

# 答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諒問事案】

令和6年5月17日付け広安市第12号の諒問事案（諒問第103号事案）

令和5年5月24日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月5日付け広島市指令安市第3号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）及び広島市指令安市第4号で行った保有個人情報開示請求却下決定（以下「本件却下決定」という。）に対する令和6年2月26日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定及び本件却下決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由

本件処分は、不当であるから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律1条の規定に該当しない。部分開示しないのは、違法である。さらに、他人の個人情報の請求でなく、自分の個人情報の開示を求めている。部分開示されなければ、自分の個人情報の修正等手続きもできない。

刑事訴訟法第53条2第2項の規定に該当しないため、開示請求却下するのは違法である。さらに、他人の個人情報の請求でなく、自分の個人情報の開示を求めている。開示されなければ、自分の個人情報の修正等手続きもできない。

## 3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 請求人に係る戸籍関係証明書等の請求書について

開示請求者以外の個人に係る住所、電話番号、氏名、生年月日、必要な人との関係及び使用目的は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することが

できるものであるため、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の規定に基づき不開示とする。

## (2) 請求人に係る検査関係事項照会書について

刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、訴訟に関する書類に記録されている個人情報には個人情報の保護に関する法律法第5章第4節の規定は適用しないとされているところ、開示請求に係る保有個人情報はこの個人情報に当たり、開示請求の対象とならないため却下する。

## 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

### (1) 法第78条第1項第2号の規定について

法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定め、同項第2号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報  
ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

### (2) 刑事訴訟法第53条の2第2項について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（以下「刑訴法」という。）第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章第4節の規定は、適用しない。」として、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報について、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る規定の適用を除外している。

同項の趣旨は、刑事訴訟に関する書類は類型的に秘密性が高く、大部分が被疑者・被告人に関する情報を含むものであるとともに、それが開示されると、今後の犯罪捜査や公判の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、その扱いを刑事訴訟手続に委ねるべきとするものとされている。

以上のような刑訴法第53条の2第2項の趣旨を踏まえれば、同項の「訴訟に関する書類」には、被疑者が起訴された刑事被告事件に関する書類のみならず、起訴に至っていない刑事被疑事件に関する書類も含まれると解される。

### (3) 本件部分開示決定について

ア 当審査会が見分したところ、本件部分開示決定により不開示とされた戸籍関係証明書等の請求書（令和2年6月16日付けのもの2通）の部分には、窓口に来た人の住所、電話番号、氏名、生年月日、必要な人との関係及び証明書等の使用目的が記載されている。

イ これらの情報について、以下、不開示事由の該当性を検討する。

(ア) 窓口に来た人の住所、電話番号、氏名、生年月日及び必要な人との関係は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当することから、法第78条第1項第2号に該当する。

(イ) 本件戸籍関係証明書等の使用目的欄については、その記載からどのような者が請求を行ったかが分かることになり、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものに該当することから、法第78条第1項第2号に該当すると認められる。

(ウ) その他、法第78条第1項第2号ただし書に該当する事情はうかがわれない。

ウ また、請求人は、審査請求の理由において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条の規定に該当しない。」と述べているが、本件部分開示決定は、開示請求者以外の個人に関する情報を理由とするものであり、同法の規定に該当することを理由とするものではない。

エ したがって、実施機関が行った本件部分開示決定は妥当である。

### (4) 本件却下決定について

ア 本件却下決定に係る捜査関係事項照会書は、刑訴法第197条第2項の規定に基づいて、司法警察職員が犯罪の捜査に当たって公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めるために作成されたものである。

イ これは刑事被疑事件に関して作成された書類であり、被疑者個人に関する情報を含み、それが開示されると、今後の犯罪捜査や公判の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、これが刑訴法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当することは明らかである。

ウ したがって、捜査関係事項照会書に記載された保有個人情報については開示請求をすることができないものであることから、実施機関が行った本件却下決定は妥当である。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6. 5. 20	広安市第12号の諮問を受理（諮問第103号で受理）
R 7. 1. 9 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 7. 2. 13 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 7. 3. 14 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 7. 4. 10 (第4回審査会)	第1部会で審議
R 7. 5. 8 (第5回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 齊	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滉 衣	弁護士